

(様式 1)

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：長野県ソフトテニス連盟]

[記載日：令和 4年 1月22日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則 1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 当連盟は、法人格を有していない。	—
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ア 本連盟規約に基づき、本連盟に加入した支部及び団体、高体連・中体連・小体連をもって組織され、定例理事会・評議員会において事業計画並びに予算執行において承認を得ている。 イ 会計処理については、会計規程等関係規程に基づき、団体の専用口座を用いて財産の管理運営を行っており、一般会計、基金会計、国民スポーツ大会準備委員会等各会計ごとに口座を分別して管理、事業を執行している。	A
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) (公財) 日本ソフトテニス連盟、(公財) 長野県スポーツ協会に加盟、事業運営にあたり、地自治体等が定める各種条例、規則等を把握し、競技大会等の円滑な運営に務めている。	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ア 連盟規約第7条に基づき役員を選出、評議員会において選任されている。 イ 役員職務規程を定め事業運営にあたっている。	A

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>本連盟の目的であるソフトテニスの普及・振興をはかることについて、県連盟ホームページ上においてその目的を公表している。</p>	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染対策に伴い、集合形式でのコンプライアンス研修は実施できていないが、コンプライアンスの教育資料提供等により研修を実施している。</p> <p>イ 役員・評議員倫理規程に基づきコンプライアンスに係る資料を、連盟ホームページから閲覧できるようにするなどの方法で周知するもの。</p>	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染対策に伴い、集合形式でのコンプライアンス研修は実施できていないが、コンプライアンスの教育資料提供等により研修を実施している。</p> <p>イ 指導者、競技者に対するコンプライアンスに係る資料を、連盟ホームページから閲覧できるようにするなど検討し、指導者並びに選手に周知するもの。</p>	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>ア 一般会計、基金管理、国民スポーツ大会準備委員会会計に会計担当者を選任し、連盟会計規程、会計手順書の基づき適正に処理を行っている。</p> <p>イ 連盟基金管理については、資金管理委員会を設け管理している。</p>	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>ア 各補助金等の利用に関しては、補助金交付団体において定められている規程に基づき申請を行っている。</p> <p>イ また、補助金に対する適正な使用についてその使途を明確にし、補助金交付団体にその収支を報告している。</p>	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>本連盟における監査規程に基づき監事を選出 内部選出 2 名、外部 (会計事務所) 依頼 1 名 計 3 名の監事を選任して会計監査を実施している。</p>	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに, 組織運営に係る情報を積極的に開示することにより, 組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>ア 事業計画、収支決算をまとめた理事会、評議員会資料については冊子にして閲覧できる状況となっている。</p> <p>イ 連盟ホームページ等において公表をするよう対応中。</p>	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>ア 組織運営、大会情報等を連盟ホームページ等にて情報発信を行っている。</p>	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合, ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても, その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
<p>自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)</p>	
原則 ■ について	—
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p>	
原則 ■ について	—
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p>	
原則 ■ について	—
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p>	